

令和8年

第1回教育委員会会議

議案第1号

秋田県教育委員会

議案第1号

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、秋田県銃砲刀剣類登録審査委員を次のとおり任命する。

	氏名	職業	任期
1	池田 吉男	会社役員	令和8年4月1日～令和10年3月31日
2	武田 卓明	会社員	令和8年4月1日～令和10年3月31日
3	小西 宏彦	無職	令和8年4月1日～令和10年3月31日

令和8年2月5日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が令和8年3月31日付けで満了するので、その後任の委員を任命する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

銃砲刀剣類登録審査委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

（登録）

第十四条

都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年三月十日文化財保護委員会規則第一号） 〈抄〉

（登録審査委員）

第二条 法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条 登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあつては、次条の鑑定の基準に従つて公正に行なわなければならない。

（鑑定の基準）

第四条

火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

- 一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの
  - 二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）
- 2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。
- 一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの
  - 二 銘文が資料として価値のあるもの
  - 三 ゆい緒、伝来が史料価値のあるもの
  - 四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類でその外装が工芸品として価値のあるもの

登録審査委員任命要綱

平成12年3月31日

秋田県教育委員会教育長裁定

（設置）

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録審査委員（以下「委員」という。）を置く。

（職務）

第2条 委員は、法第14条第3項及び規則第3条の規定に基づき、教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定を行う。

（定数）

第3条 委員の数は、5人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

令和8年

第1回教育委員会会議

報告事項（1）

令和9年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について

秋田県教育委員会

令和9年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について

I 公立高等学校

1 1次募集

学力検査等実施日\*

令和9年 3月 4日 (木)

\*面接の形態及び志願者数の状況によって、面接を3月4日(木)の17:00までに終えることができない場合は、翌日の3月5日(金)に実施することがある。

追検査実施日

令和9年 3月10日 (水)

合否通知日時

令和9年 3月12日 (金) 午後1時～午後4時

発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

2 2次募集

面接等実施日

令和9年 3月18日 (木)

合否通知日時

令和9年 3月23日 (火) 午後1時～午後4時

発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

II 県立中学校

1 適性検査等実施日

令和8年12月19日 (土)

2 選抜結果通知日

令和9年 1月 6日 (水)

令和8年

第1回教育委員会会議

報告事項（2）

令和8年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について

秋田県教育委員会

令和8年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」  
基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を  
発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応  
える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德  
館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
  - (1) 募集窓口 秋田県立秋田明德館高等学校  
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号  
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
  - (2) 開設講座 英会話、ハンゲル、秋田の歴史入門、専門郷土史
  - (3) 募集人数 各講座25名（本校生徒の人数を含む）
  - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）  
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬）  
※ 各期とも週2回。ただし、「秋田の歴史入門」、「専門郷土史」  
は、週1回の通年講座。
  - (5) 受講料 3,500円  
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額  
とする。
- 7 その他
  - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果につい  
て、単位を認定することができる。
  - (2) 申込手続
    - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
    - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
  - (3) 受講料の納入 一括納入とする。
  - (4) その他
    - ① 開設講座ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
    - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

# 令和8年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（前期・通年）」 募 集 要 項

- 1 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を發揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 2 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校の生徒を対象とします。
- 3 開設講座及び募集人数

科目名	開講日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	25名	基本的な日常英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	25名	世界中の時事問題等に新聞・ディスカッション他を通して触れましょう。
ハングル 初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	25名	基礎から丁寧に教えます。 初心者大歓迎です。
ハングル 中級	水・金	10:30～12:05	25名	ハングルの更なる一歩へ!
秋田の歴史入門 (通年講座)	火	13:05～14:40	25名	テキストとして、『秋田県の歴史』を使用します。
専門郷土史 (通年講座)	木	13:05～14:40	25名	「新屋肝煎文書」Ⅲの分析を中心に。加えて、補足史料の解説。

※ 各講座の開講日及び時間は、変更する場合があります。

- 4 開講期間 令和8年5月7日（木）～令和8年9月18日（金）
- 5 講座会場 カレッジプラザ（明德館ビル2階）
- 6 受付期間 令和8年4月1日（水）～4月10日（金）16:00まで
- 7 申込方法

・マスク着用等、感染防止対策へのご協力をお願いします。  
・発熱等の症状がある場合は受講を控えてください。

- (1) 実施要項と受講申込書を4月1日（水）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し、「返信用封筒（必ず「長3型封筒 A4用紙が三つ折りに入るサイズ）」に110円切手を貼り、秋田明德館高等学校3階事務室に4月10日（金）まで郵送又は持参してください。受付期間及び返信用封筒サイズの厳守をお願いします。郵送の場合も4月10日（金）16:00必着とします。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込」と申込封筒表側に明記してください。

## 8 受講決定

- (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
- (2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
- (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は1科目当たり3,500円です。
- (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- (5) 辞退等により受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
- (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
- (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。
- (8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

10 駐 車 場 申込み及び受講に際して、明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先  
秋田県立秋田明德館高等学校  
科目履修講座担当 通信制 教頭  
TEL 018-834-0473（通信制直通）  
018-833-1261（代表電話）

令和8年

第1回教育委員会会議

報告事項（3）

令和8年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について

秋田県教育委員会

## 令和8年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について

令和8年1月1日現在  
特別支援教育課

### 1 特別支援学校高等部卒業予定者の進路希望状況

単位:人

卒業予定者数	就職	進学等	福祉施設等利用	無職等	備 考
196	84	2	109	1	・福祉施設等利用の内訳: 障害児入所施設2、生活介護39、療養介護1、生活訓練1、 就労移行支援2、就労継続支援雇用型(A型)4、 就労継続支援非雇用型(B型)60 ・無職等の内訳:家事手伝い1
割合	42.9%	1.0%	55.6%	0.5%	

### 2 就職希望者の内定状況

単位:人

学校・障害種別	学校数 (含分校・附属)	卒業予定者数	就職希望者数	内定者数 (含内諾)	就職内定率
視覚支援学校(視覚障害)	1	2	1	0	0%
聴覚支援学校(聴覚障害)	1	1	0	0	—
秋田きらり支援学校(肢体不自由)	1	1	1	1	100%
知的障害校(9校3分校) ※附属特別支援学校を含む	12	192	82	59	72.0%
計	15	196	84	60	71.4%

### 3 就職内定先の業種等

単位:人

業 種 (業務内容等)	人数	割合
卸売業・小売業(品出し、ピッキング、事務補助)	17	28.3%
製造業(自動車、部品組み立て、運搬)	16	26.7%
医療・福祉(介護、事務補助)	10	16.7%
宿泊・飲食業(調理補助、接客)	6	10.0%
生活関連サービス業(クリーニング、清掃)	4	6.7%
その他サービス業(清掃、事務補助)	2	3.3%
建設業(作業員、電気設備工事補助)	2	3.3%
農業(庶務)	1	1.7%
畜産(養鶏)	1	1.7%
運輸・郵便(仕分け、集配)	1	1.7%
計	60	

### 4 特別支援学校高等部卒業生進路先状況の年度別推移(各年度5月1日現在)

単位:人

年度	卒業人数	進学	訓練機関	就職	施設等	無業・在宅	就職者の割合	知的障害校	
								就職者数	就職者割合
H27	198	9	0	70	108	11	35.4%	66	39.3%
H28	223	1	0	70	146	6	31.4%	67	33.2%
H29	201	2	0	76	120	3	37.8%	65	37.8%
H30	196	0	0	74	118	4	37.8%	68	39.3%
R1	217	1	0	77	136	3	35.5%	74	37.4%
R2	199	4	2	74	109	10	37.2%	70	39.1%
R3	203	2	0	80	111	10	39.4%	76	41.5%
R4	186	5	0	57	117	7	30.6%	49	30.6%
R5	185	4	0	70	106	5	37.8%	62	37.3%
R6	196	4	0	68	114	10	34.7%	68	37.3%

令和8年

第1回教育委員会会議

報告事項（4）

県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（案）について

秋田県教育委員会

# 県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（案）概要

生涯学習課

## 社会教育施設の現状と課題

### 現 状

- ・12施設（重要文化財である旧奈良家住宅を除く）
- ・延床面積の合計 74,017㎡（令和6年度末現在）
- ・使用年数が40年を超える施設は5施設、延床面積は29,636㎡（全体の40%）
- ・10年後には40年を超える施設が4施設追加され、延床面積は59,157㎡（全体の80%）

### 課 題

- ・多くの施設・設備の老朽化が進んでおり、大規模修繕や改築に多額の費用が見込まれる
- ・将来的な財政規模の縮小を見据え、公共施設の総量抑制が求められている
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大によりデジタル化が加速しており、社会教育施設においてもICTの活用やデジタル化の推進が不可欠である

### 在り方の検討

- ・今後、施設の老朽化に伴う大規模修繕・改修等が必須であり、多額の費用がかかることが見込まれることから、機能、規模及び配置について令和5～6年度にかけて外部有識者等で構成する検討委員会で在り方を検討し、令和7年3月末に報告書を取りまとめた
- ・県では、この報告書を基に、関係施設や市町村との意見交換等を行い、今後の県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針を取りまとめることとした



◎大館少年自然の家 昭和49年建設（51年経過）



◎県立博物館 昭和49年建設（51年経過）

## 基本的な方針

### 自然体験活動の提供施設（4施設）

- 大館少年自然の家  
昭和49年建設(51年経過)
- 岩城少年自然の家  
昭和58年建設(42年経過)
- 保呂羽山少年自然の家  
昭和53年建設(47年経過)
- 自然体験活動センター  
平成19年建設(18年経過)

①県内児童生徒の自然体験活動の機会確保の観点から、機能は今後も維持するが少子化の進行に鑑み、宿泊定員の規模を適正化

②将来的には、各施設の立地の強みや特徴等を生かした機能分化(一般利用を拡充する施設、海や山など多様な体験活動が可能な施設等)や、県・市有類似施設との機能集約等を行うほか、地域の配置バランスも考慮し規模の適正化と施設の集約化を検討



◎岩城少年自然の家

③民間企業のノウハウの活用について検討するとともに、利用者負担について必要な見直しを図る

④令和8年度以降ワーキング検討委員会を設置し4施設の集約化・複合化・大規模修繕などについての計画を策定



◎保呂羽山少年自然の家

### 学習機会の提供施設（2施設）

- 生涯学習センター  
昭和55年建設(45年経過)
- 青少年交流センター  
平成11年建設(26年経過)

①生涯学習センターは、基本的に機能を維持

②青少年交流センターは、利用者の低迷等を踏まえ機能そのものや、規模・運営方法等施設の在り方について抜本的に検討

③両施設の貸室機能の重複等も踏まえ令和7年度中に、関係部局横断のワーキング検討委員会を設置し、有識者を交えて両施設の集約化・複合化等を検討



◎生涯学習センター

④生涯学習センターの設備は不具合が多く短期間のうちに大規模修繕の必要がある一方、隣接する児童会館と設備を共用していることから、施設の集約等に向けた方向性の決定には双方の調整が必要



◎青少年交流センター

## 基本的な方針

### 読書・文学に親しむ施設（2施設）

- 県立図書館  
平成5年建設(32年経過)
- あきた文学資料館  
平成6年建設(31年経過)

①両施設ともに、当面は維持保全を適切に実施

②将来的には大規模修繕で施設設備の長寿命化を図るほか、利用者数が多い県立図書館にあきた文学資料館を統合することも視野に検討



◎あきた文学資料館



◎県立図書館

③あきた文学資料館は、県民の認知度向上や利用者の増加に向けた仕掛づくりを検討

④両施設ともに利用者の利便性向上に向け、デジタル技術を積極的に活用

### 歴史・文化・芸術に親しむ施設（4施設）

- 県立博物館  
昭和49年建設(51年経過)
- 県立美術館  
平成24年建設(13年経過)
- 農業科学館  
平成2年建設(35年経過)
- 近代美術館  
平成5年建設(32年経過)

①各施設が果たすべき機能は、ほかでは代替できないものであり4館ともに当面は現施設をそのまま活用することとし、大規模修繕で施設設備の長寿命化を実施

②利用料金については、国や他の都道府県が設置している博物館施設の状況について情報収集を行い必要に応じて見直す



◎農業科学館



◎近代美術館

③県立博物館は、最優先で対策を図ることとし、令和8年度以降ワーキング検討委員会を設置し、類似する他施設(農業科学館等)との機能分担を含め、大規模修繕についての計画を策定

### 収蔵スペース

各施設においては、書庫や収蔵庫の収容率が高くなっているが、今後、デジタル技術を活用した収蔵の仕組みの検討や個別施設の修繕等のタイミングで収蔵スペースを確保

### 今後のスケジュール

<2月議会> 最終案説明

<3月> 公表